

素 案

牧之原市

第 6 期障がい福祉計画

第 2 期障がい児福祉計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

【概要版】

令和 3 年 3 月

牧之原市

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の策定が各自治体に義務付けられました。

本市では、平成30年3月に、障害者基本法に基づく「第3次牧之原市障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第5期牧之原市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期牧之原市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本計画の将来像「みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち」を目指して、計画的な事業の推進を行ってきました。

今回、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「第5期牧之原市障がい福祉計画」及び「第1期牧之原市障がい児福祉計画」が期間満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の基本指針や県の目標を踏まえて「第6期牧之原市障がい福祉計画」及び「第2期牧之原市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく計画で、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標数値と必要なサービス見込量を定める計画です。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく計画で、「第6期牧之原市障がい福祉計画」と一体的に作成するものとします。

3 計画の期間

「第6期牧之原市障がい福祉計画」及び「第2期牧之原市障がい児福祉計画」は、令和3年度を初年度として令和5年度までの3年間を計画期間とします。令和5年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

計画	根拠法	内容	計画期間					
			30	1	2	3	4	5
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	・基本理念及び基本目標の設定 ・基本目標に対する市の取組策定	第3次					
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	・成果目標設定 (サービス提供体制確保の目標) ・活動指標設定 (サービス実施内容・必要見込量)	第5期			第6期		
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20		第1期			第2期		

第2章 計画の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	45人	令和2年3月31日時点の入所者
令和5年度末時点の入所者数（B）	44人	令和6年3月31日時点の入所者目標数
目標値 施設入所者の削減見込数 （削減率）（A－B）	1人 (2.2%)	第5期計画の実績、サービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ及び国の指針を踏まえ、令和5年度末までの施設入所者の削減見込数を1人（2.2%）とします。 【国の指針】 （A）の1.6%以上を削減
目標値 地域生活への移行者数 （累計率）	3人 (6.7%)	サービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ及び国の指針を踏まえ、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を3人（6.7%）とします。 【国の指針】 （A）の6%以上を地域生活へ移行

2 地域生活支援拠点等における機能の充実

項 目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	圏域市町との調整、連携を図り、令和5年度末までに面的整備を基本とした拠点整備を目指します。 【国の指針】 令和5年度末までに各市町または圏域に1つの拠点等を確保
運用状況検証の実施回数	年に1回以上	牧之原市障害者自立支援ネットワークを活用し、年に1回以上の検証、検討を行います。 【国の指針】 年1回以上の運用状況を検証、検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	5 人	令和元年度の年間一般就労移行者
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	0 人	令和元年度の就労移行支援を通じた一般就労移行者
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数	2 人	令和元年度の就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数	3 人	令和元年度の就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者
目標値 令和 5 年度の年間一般就労移行者数	9 人 (1.80倍)	第 5 期の実績及び国の指針を踏まえ、令和 5 年度の年間一般就労移行者数を 9 人 (1.80 倍) とします。 【国の指針】 令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援を通じた一般就労移行者数【新規】	1 人	令和 5 年度に就労移行支援を通じた一般就労移行者数を 1 人とします。 【国の指針】 令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数【新規】	3 人 (1.50倍)	令和 5 年度に就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数を 3 人 (1.50倍) とします。 【国の指針】 令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数【新規】	5 人 (1.67倍)	令和 5 年度に就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数を 5 人 (1.67倍) とします。 【国の指針】 令和元年度実績の1.23倍以上

(2) 就労定着支援事業の利用者数【新規】

項 目	数値	考え方
令和 5 年度の一般就労移行移行者数	9 人	令和 5 年度の年間一般就労移行者
目標値 令和 5 年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数	7 人 (77.8%)	国の指針を踏まえ、令和 5 年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数を 7 人 (77.8%) とします。 【国の指針】 一般就労移行者のうち 7 割以上の利用

（３）就労定着支援事業所の就労定着率【新規】

項 目	数値	考え方
令和５年度末の市内就労定着支援事業所数	１事業所	令和５年度末の市内就労定着支援事業所数
目標値 令和５年度末の就労定着率８割以上の就労定着支援事業所数	１事業所（１００％）	国の指針を踏まえ、令和５年度の就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所数を１事業所（１００％）とします。 【国の指針】 就労定着率８割以上の事業所が全体の７割以上

４ 相談支援体制の充実・強化等【新規】

項 目	内容	考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の確保	基幹相談支援センター設置	令和３年度に、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを２市２町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。 【国の指針】 令和５年度末までに各市町村または圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

５ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

項 目	実施の有無	考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有	令和５年度までに、県や市、基幹相談支援センター等が実施する研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。 【国の指針】 各市町村においてサービスの質の向上を図るための体制を構築

6 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 児童発達支援センターの設置

項 目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	既存事業所等で機能確保	令和5年度末までのセンター設置を目指し、関係機関との具体協議を継続します。 設置までは、市関係部署と既存事業所が連携して、児童発達支援及び地域相談（保育所等訪問支援、計画相談支援）、療育相談を実施し、児童発達支援センター機能を面的に確保します。 【国の指針】 令和5年度末までに各市町村に1か所以上設置（圏域での設置可）

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	数値	考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	設置済	市内の保育所等訪問支援事業所において、引き続き支援体制の充実を図ります。 【国の指針】 令和5年度末までに各市町村で利用できる体制整備

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

項 目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	市内の児童発達支援事業所において重症心身障害児への支援を行っています。引き続き支援体制の充実を図ります。 【国の指針】 令和5年度末までに各市町村で1か所以上確保（圏域での設置可）

(4) 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所で機能確保	第2期計画期間については、重症心身障害児への支援機能が確保されている近隣市町の既存事業所においてサービスを提供していきます。 【国の指針】 令和5年度末までに各市町村で1か所以上確保（圏域での設置可）

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項 目	数値	考え方
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 か所	関係機関との設置準備に係る協議を含め、令和5年度までに協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターを配置します。 【国の指針】 令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



第3章 障がい福祉サービス等の実績と見込量

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動時の援護その他外出に必要な援助を行います。

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・ 行動援護	実利用者数 (人)	90	92	94
	延利用時間 (時間)	1,980	2,024	2,068



(2) 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	入所施設や病院を退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就職を目指す障がいのある人に対し、事業所における作業や企業における実習及び適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援（A型）	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約は結びません）
就労定着支援	一般就労に移行した人の就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や来所により日常生活や社会生活を営む上での課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の必要な支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケアと常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイトなどに、施設において、入浴、食事、排せつ等の介護を行います。

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数(人)	85	86	87
	延利用日数(日)	1,870	1,892	1,914
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	実利用者数(人)	3	4	4
	延利用日数(日)	66	88	88
就労移行支援	実利用者数(人)	1	2	3
	延利用日数(日)	22	44	66
就労継続支援（A型）	実利用者数(人)	25	26	27
	延利用日数(日)	550	572	594
就労継続支援（B型）	実利用者数(人)	169	170	171
	延利用日数(日)	3,718	3,740	3,762
就労定着支援	実利用者数(人)	2	7	11
療養介護	実利用者数(人)	8	8	8
短期入所（福祉型）	実利用者数(人)	27	27	27
	延利用日数(日)	108	108	108
短期入所（医療型）	実利用者数(人)	1	2	2
	延利用日数(日)	3	6	6

(3) 居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。また、日中サービス支援型は、24時間の支援体制を確保し、相談や家事などの日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	42	43	44
うち日中サービス支援型	実利用者数(人)	3	4	5
施設入所支援	実利用者数(人)	45	44	44
自立生活援助	実利用者数(人)	4	5	6

(4) 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより支援を行います。
地域移行支援	福祉施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域生活に移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談その他必要な支援を行います。

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	332	342	352
地域移行支援	実利用者数(人)	2	2	3
地域定着支援	実利用者数(人)	4	4	5

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【活動指標として新規】

① 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

（年当たり）

項目		見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
精神障害者の地域移行支援	実利用者数 （人）	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	実利用者数 （人）	4	4	4
精神障害者の共同生活援助	実利用者数 （人）	9	9	10
精神障害者の自立生活援助	実利用者数 （人）	3	3	3

② 保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の設置

（年当たり）

項目		見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
協議の場の開催回数	開催回数 （回）	3	3	3
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数 （回）	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	参加人数 （人）	20人	20人	20人

（６）相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】※基幹相談支援センター事業

項目		見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有



（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規】

① 障害福祉サービス等に係る研修 (年当たり)

項目		見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談支援従事者初任者研修	参加人数 (人)	2	2	2
障害支援区分認定調査員研修	参加人数 (人)	2	2	2

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果分析・共有等 (年当たり)

項目		見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
審査結果の分析・結果共有の体制構築	体制の有無	有	有	有
審査結果を事業所等との共有する場の開催	開催回数 (回)	1	1	1

（８）発達障害者等の支援【新規】 (年当たり)

項目		見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人)	36	36	36
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人)	16	17	18

<用語説明>

ペアレントトレーニング：保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座

ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者

ピアサポート活動：同じような立場、課題に直面する人同士が互いに支え合う支援活動

2 地域生活支援事業

名称	内容
必須事業	
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）に対して支援を行います。
相談支援事業	<障害者相談支援事業> 障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援を行います。 <基幹相談支援センター> 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行います。 <基幹相談支援センター等機能強化事業> 基幹相談支援センター等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言などを行います。 <住宅入居等支援事業> 保証人がいない等の理由により一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な障がいのある人に対し入居に必要な調整等を行い地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所と連携し、制度の利用に必要な経費の一部または全部について助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の成年後見制度の活用を促進するため、法人後見の適正な活動支援や市民後見人の育成に取り組みます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。また、合理的配慮の促進のため、イベントや講演会等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。
任意事業	
訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【見込量】

項目			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業					
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
障害者相談支援事業		実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター事業		実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数 (人)	4	4	5
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	50	55	60
	要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	6	8	10
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
	自立生活支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
	在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	11	11	11
	排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,203	1,213	1,223
	住宅改修費	支給件数 (件)	5	5	5
	大規模地震対策用具	支給件数 (件)	2	2	2
移動支援事業		実施事業所数 (箇所)	6	6	6
		実利用者数 (人)	50	51	52
		延利用時間 (時間)	740	765	780
地域活動支援センター事業		実施事業所数 (箇所)	1	1	1
		平均利用者数 (人)	17	18	19
任意事業					
訪問入浴サービス事業		事業所数 (箇所)	2	2	2
		実利用者数 (人)	5	5	5
		延利用回数 (回)	200	200	200
日中一時支援事業		実施事業所数 (箇所)	9	9	9
		延利用者数 (人)	93	93	93

3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数(人)	31	31	31
	延利用日数(日)	403	403	403
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	10	10	10
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	82	84	86
	延利用日数(日)	1,066	1,095	1,121
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	5	5	5
障害児相談支援	実利用者数(人)	107	112	119
医療的ケア児コーディネーターの配置	実人数(人)	2	3	3

4 基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

第6期計画で必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量を見込み、今後不足するサービス量に対して整備すべき基盤計画です。整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービス量については、障害保健福祉圏域※や県単位で考えていく必要があります。

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)
生活介護	医療的ケア無						
	医療的ケア有						
自立訓練（機能訓練）							
自立訓練（生活訓練）							
就労移行支援							
就労継続支援（A型）							
就労継続支援（B型）		1	10				
就労定着支援							
療養介護							
短期入所						1	3
自立生活援助							
共同生活援助							
共同生活援助 （日中サービス支援型）		1	20				
施設入所支援							
児童発達支援		1	6				
児童発達支援（医療型）							
放課後等デイサービス		2	20				
保育所等訪問支援							

※ 静岡県中部健康福祉センターで管轄している市町です。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。計画の目標達成のため、保健・医療・福祉・教育・就労等の障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業所等で構成された「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」において定期的に牧之原市の取組を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画的な運用に努めます。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、適切な進捗管理を行っていきます。**Plan**（計画）・**Do**（実施）・**Check**（評価・検証）・**Action**（改善）の一連の流れにより計画を実施し、それを評価して課題を抽出し、その改善を図る作業の繰り返しによって段階的かつ継続的な発展を図っていきます。

2 計画の推進体制

（1）専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくため、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者等と相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会に障がいのある人や家族などのニーズ、意見を把握し、当事者と行政が連携して各種障がい者施策を推進していく体制づくりに努めます。

（2）圏域での連携

本計画を推進するためには、国や県、また近隣市町との連携が必要となります。「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」で決定した事項について、幅広い意見交換を図るとともに、圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図っていきます。

**第 6 期牧之原市障がい福祉計画
第 2 期牧之原市障がい児福祉計画**

(令和 3 年度～令和 5 年度)

発 行 : 令和 3 年 3 月

編 集 : 牧之原市福祉こども部社会福祉課

〒421-0422 静岡県牧之原市静波991番地1

T E L : 0548-23-0072 F A X : 0548-23-0099

E-Mail : fukushi@city.makinohara.shizuoka.jp